平成２２年（フ）第２５５号
宮崎県児湯郡新富町大字新田17060番地１
破産者　田村　順一
１　決定年月日　平成23年12月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１５３７号
名古屋市北区上飯田東町４丁目68番地の３
市営上飯田東荘107号
破産者　山口　新一
１　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
２　一般調査期日　平成24年３月１日午前11時15分
平成23年12月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３３８号
愛知県海部郡蟹江町城２丁目463番地　サンウイング加賀302
破産者　笹野　哲史
１　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
２　一般調査期日　平成24年２月16日午後２時40分
平成23年12月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１号
三重県名張市さつき台２番町84番地
破産者　楠　　増夫
１　破産債権の届出期間　平成24年１月26日まで
２　一般調査期日　平成24年３月26日午後１時30分
平成23年12月27日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０１号
広島県廿日市市宮島口西１丁目４番１―804号
破産者　寺下　泰正
１　破産債権の届出期間　平成24年１月26日まで
２　一般調査期日　平成24年３月23日午後３時
平成23年12月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４号
北九州市八幡東区中央２丁目８番29―1003号
破産者　伊東　節子
１　破産債権の届出期間　平成24年１月26日まで
２　一般調査期日　平成24年２月28日午前10時
平成23年12月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０５号
熊本県八代市八幡町９番14号
破産者　木本　広光
１　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
２　一般調査期日　平成24年２月29日午前10時
平成23年12月27日　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３９３号
山形県西村山郡大江町大字貫見373番地の２
破産者　田村　謹一
１　破産債権の届出期間　平成24年２月３日まで
２　一般調査期日　平成24年３月22日午後１時40分
平成23年12月26日　　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８０８号
大阪府門真市深田町11番６号
破産者　伏見　　修
１　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
２　一般調査期日　平成24年３月５日午後４時
平成23年12月26日
大阪地方裁判所第６民事部

一般調査期日

平成２１年（フ）第２０３２２号
埼玉県川越市大塚新町41―17
破産者　福田　博利
一般調査期日　平成24年２月８日午後１時30分
平成23年12月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６９１号
東京都品川区南大井２丁目12―10―819
破産者　杉本　幸雄
一般調査期日　平成24年２月８日午後１時30分
平成23年12月22日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第１４４号
愛知県知立市牛田１丁目36番地
破産者　小川　千春
１　期日　平成24年１月23日午後４時10分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年12月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２６９号
宮崎県都城市梅北町6274番地３
破産者　大山　　深
異議申述期間　平成24年２月27日まで
平成23年12月27日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９４号
宮崎県延岡市山下町２丁目６番地８ヤマダビル501号、住民票上の住所宮崎県延岡市山下町３丁目４番地１
破産者　本田　真澄
異議申述期間　平成24年２月27日まで
平成23年12月27日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７１号
宮崎県東臼杵郡門川町加草３丁目48番地３
破産者　株式会社金丸インテリア工芸
異議申述期間　平成24年２月27日まで
平成23年12月27日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０９０号
東京都港区三田３丁目11番36号
清算株式会社　株式会社マクナリーアンドカンパニー
代表清算人　中山　拓磨
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０９３号
東京都品川区東品川４丁目10番27号　住友不動産品川ビル３階
清算株式会社　ネクスネット株式会社
代表清算人　阿部信一郎
１　決定年月日　平成23年12月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第６号
埼玉県三郷市鷹野５丁目430番地
再生債務者　山崎産業株式会社
１　決議に付する計画案　平成23年11月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年２月21日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年２月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年１月31日
平成23年12月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第９号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の59
再生債務者　株式会社三谷温泉ひがきホテル
１　決議に付する計画案　平成23年11月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年１月30日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年１月23日まで
平成23年12月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１０号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の59、商業登記簿上の本店所在地愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の21
再生債務者　株式会社ひがきグループ
１　決議に付する計画案　平成23年11月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年１月30日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年１月23日まで
平成23年12月21日
名古屋地方裁判所民事第２部